

第3回 墨田区都市計画マスタープラン改定検討委員会資料一覧

1. 次 第

2. 検討事項資料

現行の都市計画マスタープランの検証と改定の方向

第3回 墨田区都市計画マスタープラン改定検討委員会

次 第

日 時：平成18年12月19日（火）午前10時～午後12時

場 所：墨田区役所12階122会議室

1 開 会

2 議 題

（1）報告事項

不燃化促進事業再検討調査について

区民ワークショップの開催状況について

（2）検討事項

第2回改定検討委員会における意見と対応について

現行の都市計画マスタープランの検証と改定の方角について
（全体構想）

3 そ の 他

4 閉 会

現行の都市計画マスタープランの検証と改定の方

(全体構想)

目次

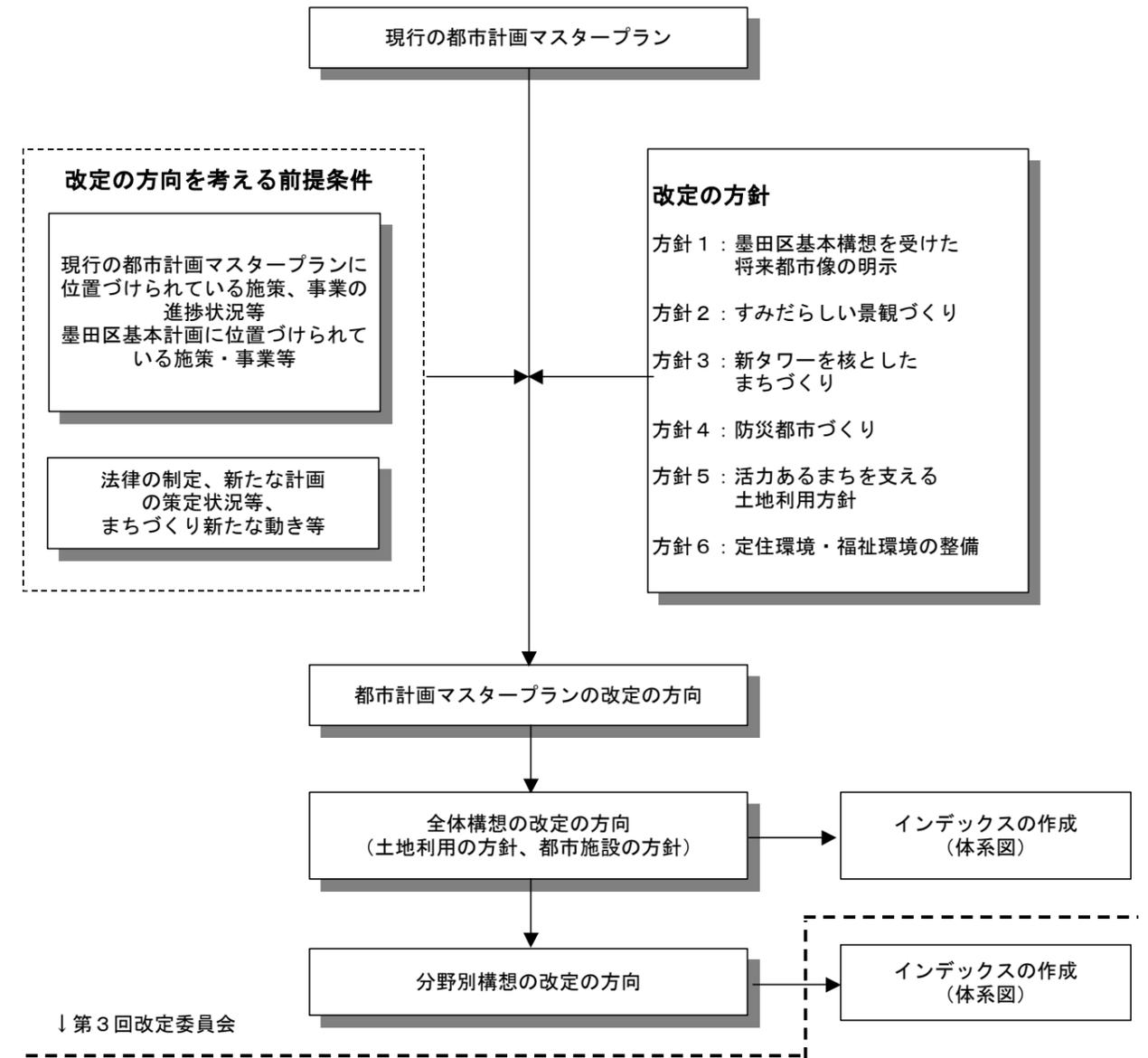
1. 現行の都市計画マスタープランの検証と改定の方の検討の考え方	1
2. 改定の方に基づく全体構想の改定案（インデックス）	2
参考 現行の都市計画マスタープランの検証と改定の方の検討（全体構想）	8

平成18年12月19日

1. 現行の都市計画マスタープランの検証と改定の方針の考え方について

- 現行の都市計画マスタープランの改定を考える上では、現行の都市計画マスタープランの考え方に沿って進められてきたまちづくりの施策や事業の取り組み状況等の進捗状況、墨田区基本計画で示されている施策・事業の状況、法律の制定、各種計画の策定・改定あるいは検討の状況等の最近における新たな動きが前提条件としてあげられる。
- また、都市計画マスタープランの改定は、6つの改定の方針を掲げており、これらとの整合を図る必要がある。
- そこで、右図のフローに基づき、現行の都市計画マスタープランの内容をベースとして、改定の方針を考える上での前提条件、6つの改定の方針を受けて、都市計画マスタープランの改定の方針を示すこととする。
- 第3回改定委員会では、全体構想（土地利用の方針、都市施設の方針）、分野別構想について改定の方針について検討し、都市計画マスタープランの基本ベースとなる全体構想についてインデックス（体系図）を示し、改定の具体的な方向として、構成の改定を示すものとし、第4回改定委員会で、全体構想との整合を図った分野別構想のインデックス（体系図）を提示するものとする。

【現行の都市計画マスタープランの検証と改定の方針の考え方のフロー】



改定の方針を検討する表は、以下の内容について整理している。

現行の都市計画マスタープランの内容 (概略を記載)	現行の都市計画マスタープランに基づいて 実施された事業・施策（進捗状況）等の区における動き	現行の都市計画マスタープラン策定後に制定された法律、 まちづくりの動き等の国・東京都、民間の動き	都市計画マスタープラン改定の方針
現行の都市計画マスタープランの構成を基本として概略の内容を記載	現行の都市計画マスタープランに位置づけられている施策、事業の進捗状況等、基本計画で示されている事業について整理して記載。 ・行政主体・民間主体ともに含む ・基本計画で示されている事業 ○印は、新たな計画の策定・改定状況・検討状況及び新たな動き ●印は、基本計画で示されている事業等	現行の都市計画マスタープラン策定後の新たなまちづくりの動き、制定された法律等について記載。	都市計画マスタープランの6つの改定の方針を踏まえ、施策、事業の進捗状況等及び新たな計画の策定状況等、基本計画で示されている事業等を受けた改定の方針について記載。

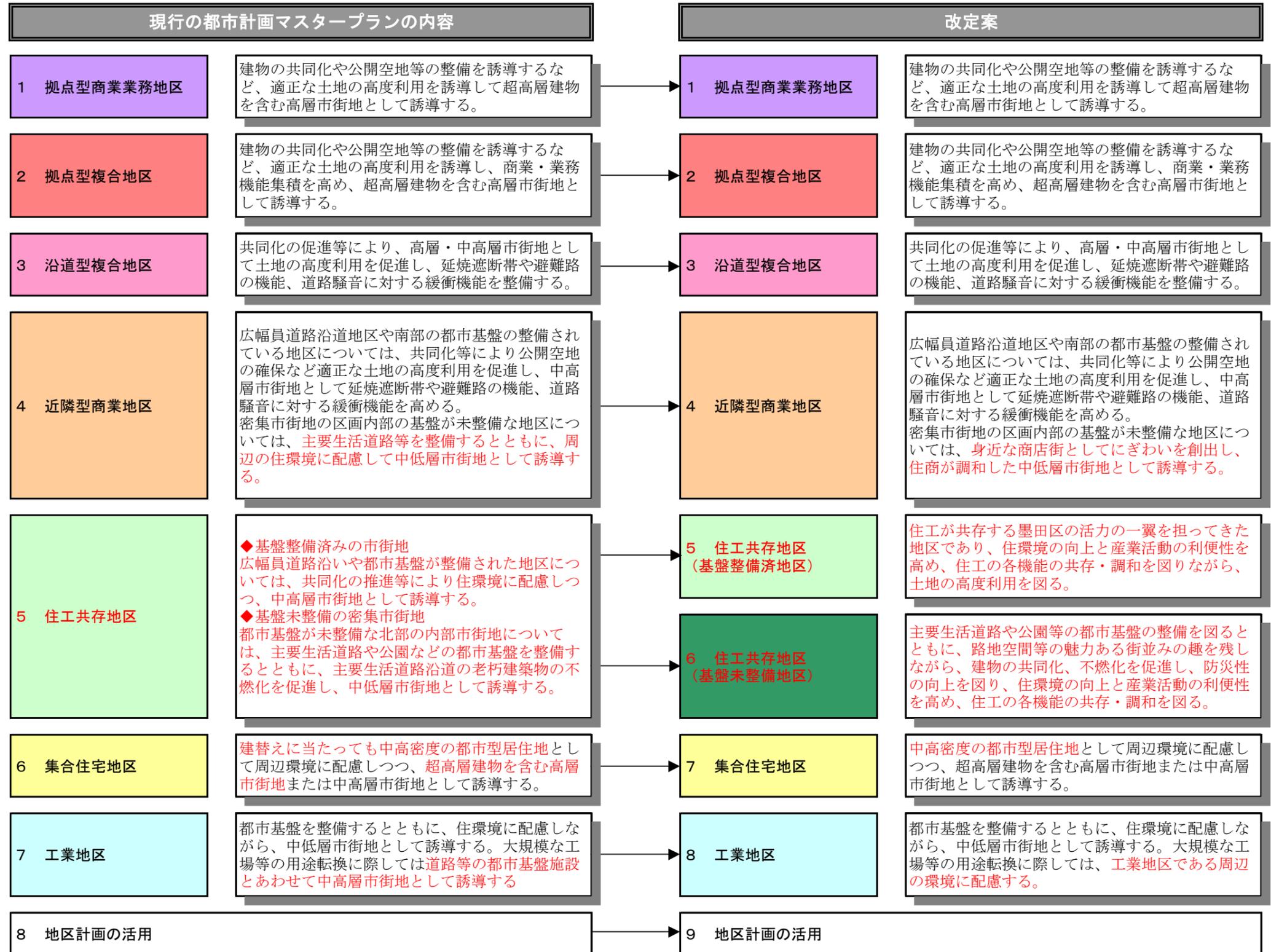
2. 改定の方針に基づく全体構想の改定案（インデックス）

II 全体構想

[3] 土地利用の方針

- 土地利用の区分は、現行の方針を基本として構成する。
- 「4 近隣型商業地区」の区画内部に対する表現は、墨田区の特徴の一つである商店街についての表現が明確になっていないため、商店街の表現を明示する。
- 「5 住工共存地区」は、「基盤整備済の地区」と「基盤未整備地区」における土地利用の方向の違いを明確にするため、「住工共存地区（基盤整備済地区）」と「住工共存地区（基盤未整備地区）」に区分して、土地利用の方向を示す。
- 「6 集合住宅地区」は、建替えの表現があるが、土地利用の方針において集合住宅として位置づけることにより、建替えが行われる際にも中高密度の都市型居住地として誘導していく必要があり、表現を修正する。
- 「7 工業地区」は、工場が中心の地区であることから、用途転換に当たっては、転換後の建物側において、周辺環境への配慮を行う表現に修正する。
- 地域別構想の検討をふまえ、土地利用の方針にフィードバックし、地域特性を反映した土地利用の方針とする。

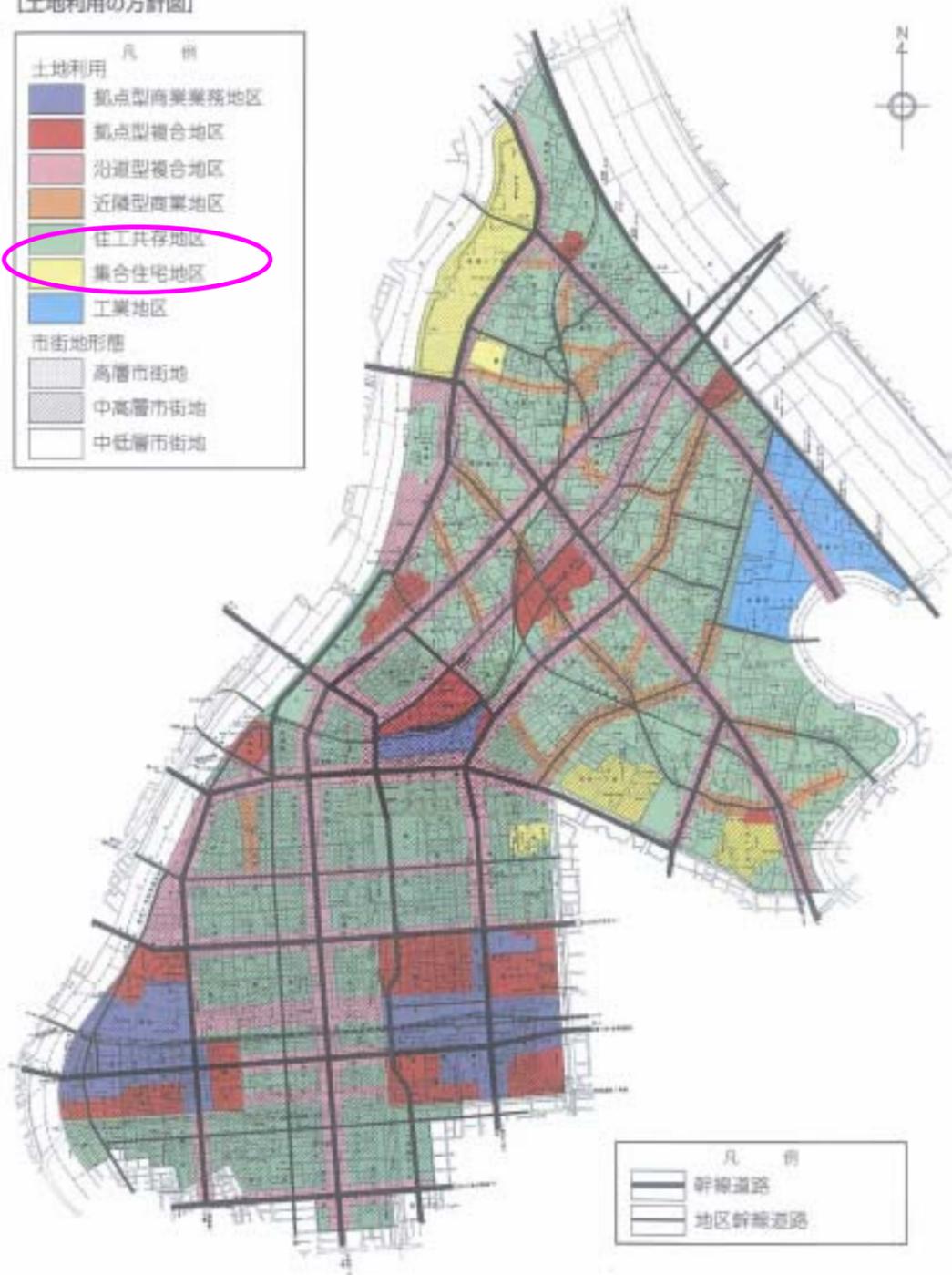
【土地利用の方針の改定の方針】



[土地利用の方針の改定の方向]

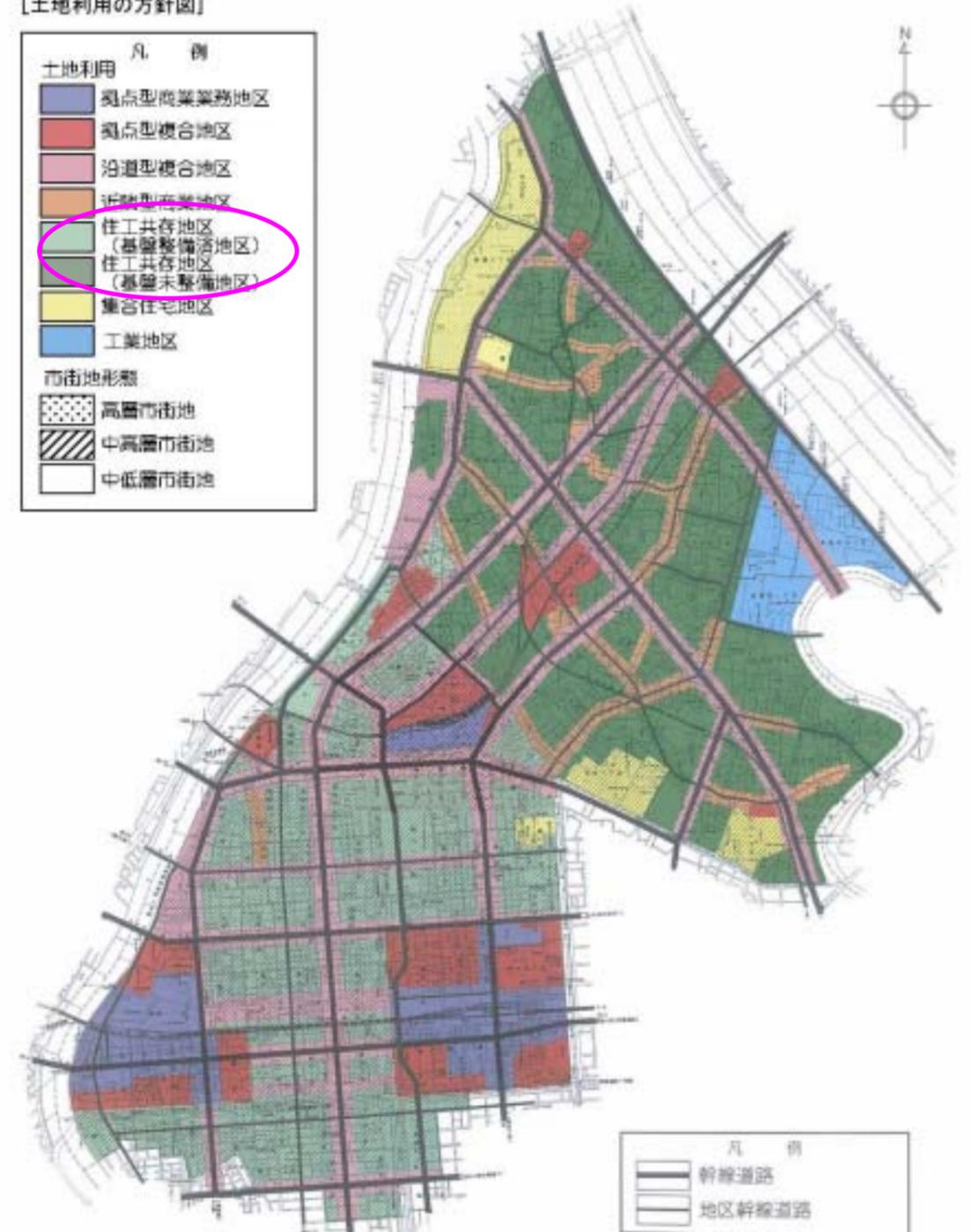
●現行の都市計画マスタープラン

[土地利用の方針図]



●改定案

[土地利用の方針図]

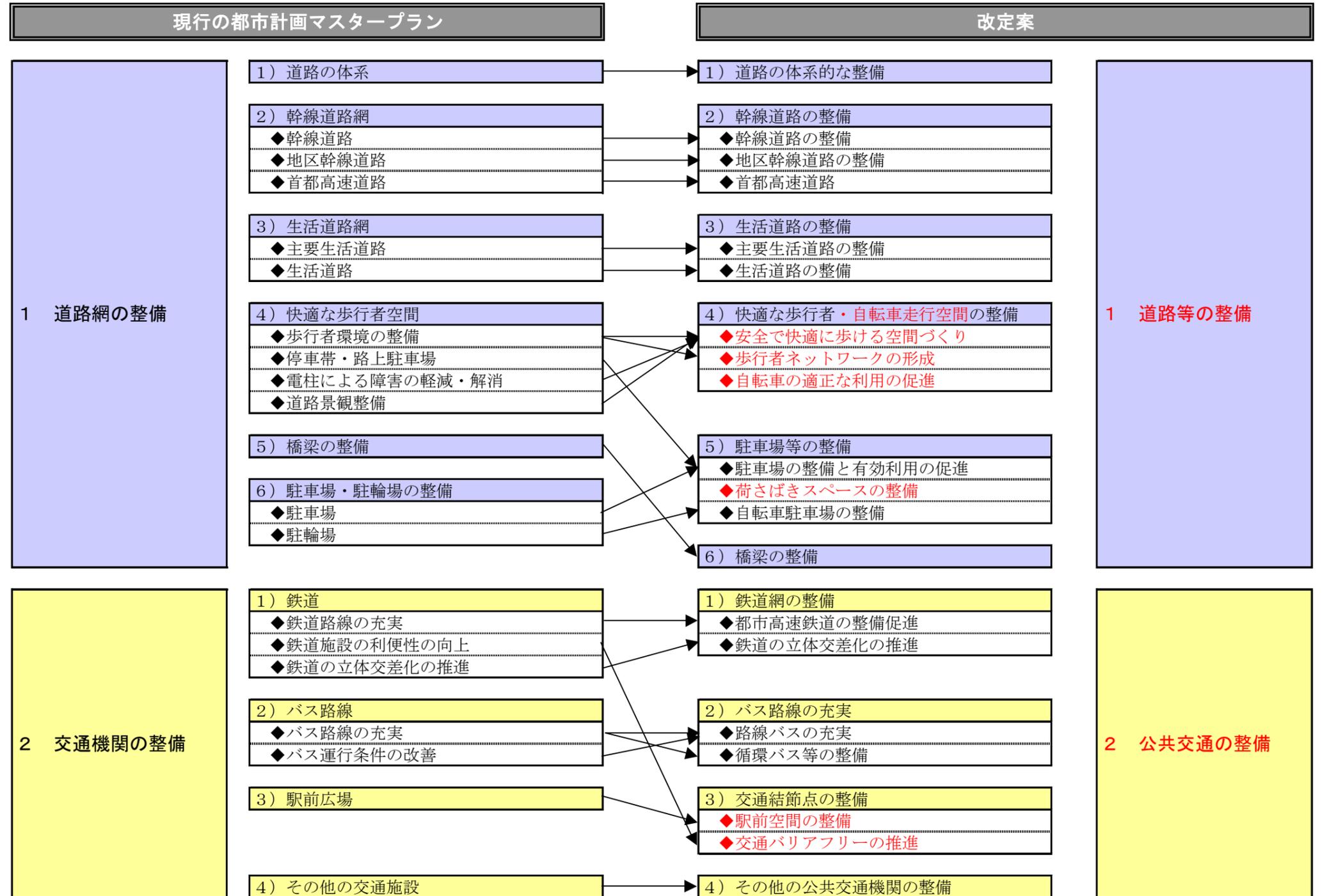


[墨田区の土地区画整理事業の状況]



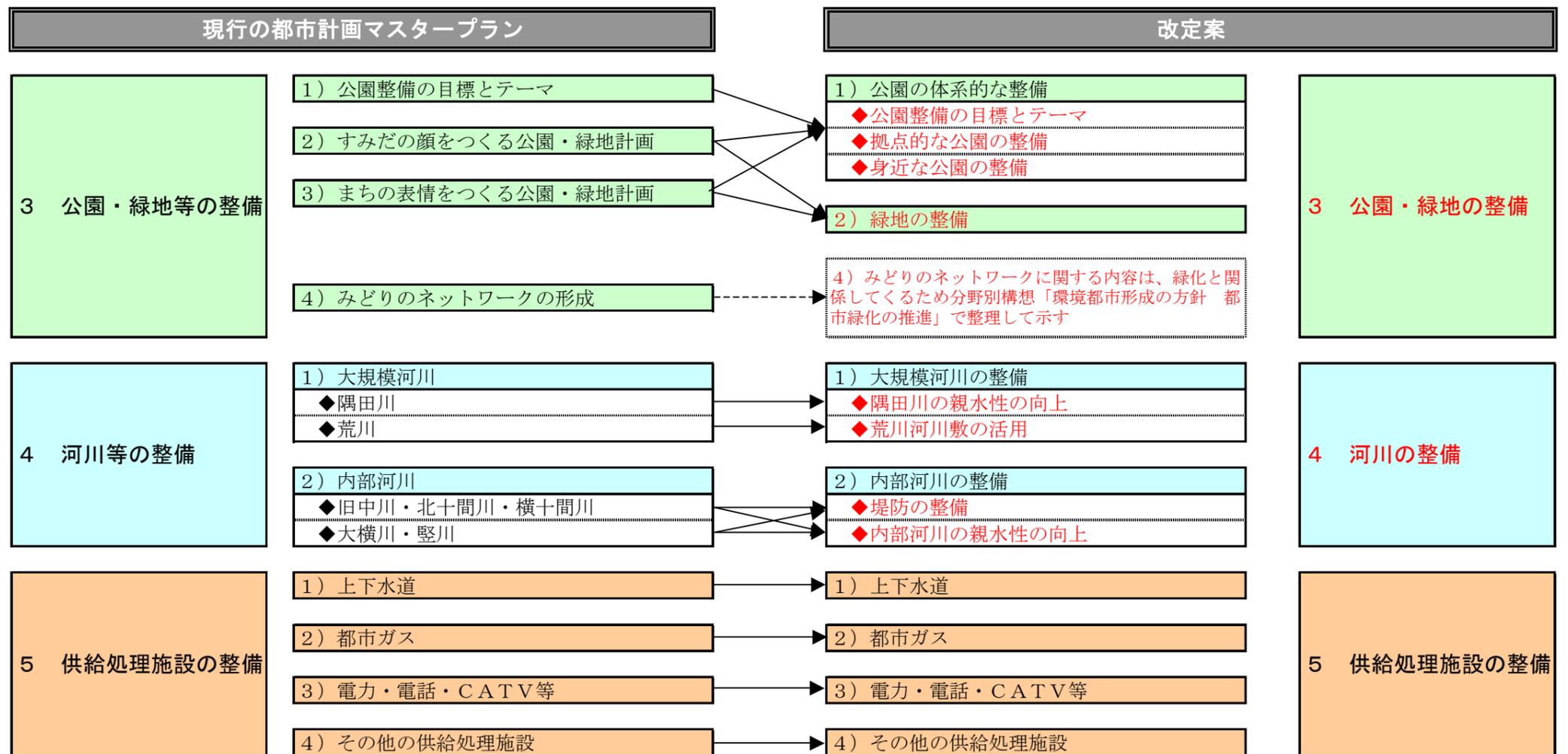
[4] 都市施設の方針

- 現行の項目を基本として構成する。
- 「1 道路網の整備」については、道路網だけでなく、歩行者空間、駐車場等の内容も含まれるため、「1 道路等の整備」とする。自転車に関する内容を明示し、歩行者・自転車走行空間として整理する。荷さばきに関する内容を明示し、停車帯・路上駐車場とあわせて、「駐車場等の整備」として整理する。
- 「2 交通機関の整備」は公共交通に関する内容であるため「2 公共交通の整備」とする。鉄道施設の利便性の向上は、駅における乗り換えの利便性、バリアフリーに関する内容であるため、交通結節点の整備として。駅前広場とともに交通バリアフリーの整備として整理する。



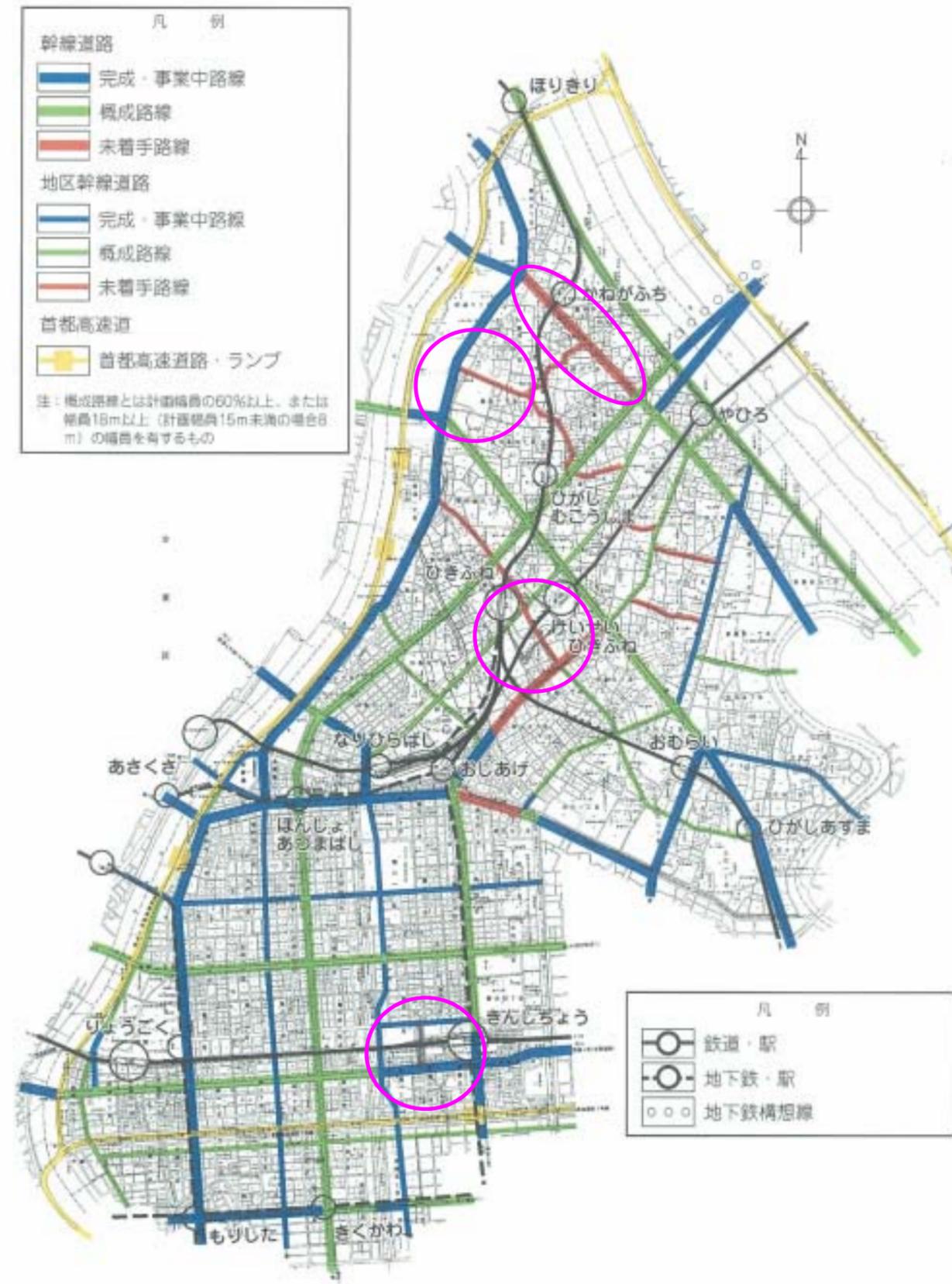
○「3 公園・緑地等の整備」は、「公園・緑地の整備」として、「公園の体系的な整備」と「緑地の整備」から構成し、「みどりのネットワークの形成」については、緑化と関係する内容であるため、分野別構想の「環境都市形成の方針 都市緑化の推進」とあわせて整理する。

○「4 河川等の整備」は「4 河川の整備」として、川の名称でなく整備の方向がわかる項目とする。



[都市施設の方針の改定の方向]

● 現行の都市計画マスタープラン（道路網構想図）



● 改定案
[道路網構想図]



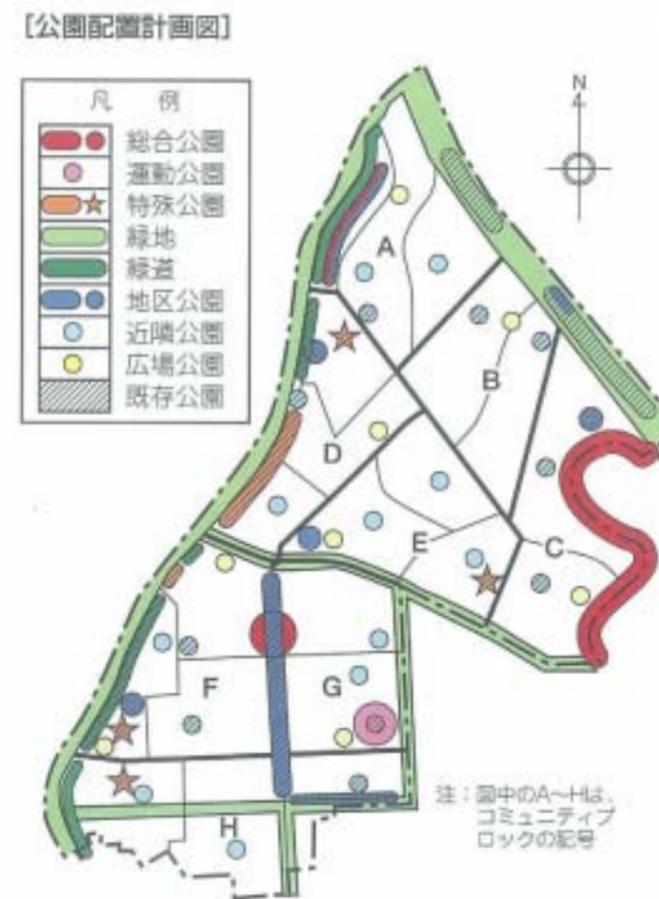
●現行の都市計画マスタープラン（鉄道網）



●改定案



●現行の都市計画マスタープラン（公園配置計画図）



○コミュニティエリアの変更、公園整備の方向、既存公園の拡充や再整備などの方向等の公園配置の考え方について整理する必要がある。

参考：現行の都市計画マスタープランの検証と改定の方針の検討（全体構想）

【3】土地利用の方針

現行の都市計画マスタープランの内容 (概略を記載)	現行の都市計画マスタープランに基づいて 実施された事業・施策（進捗状況）等の区における動き	現行の都市計画マスタープラン策定後に制定された法律、 まちづくりの動き等の国・東京都、民間の動き	都市計画マスタープラン改定の方針
<p>1 拠点型商業業務地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広域総合拠点の中核を形成する地区で高度な商業・業務機能を集積し、多様化・高度化した区民ニーズに応えられるサービス機能を育成。 ○建物の共同化や公開空地等の整備を誘導するなど、適正な土地の高度利用を誘導して超高層建物を含む高層市街地として誘導する。 	<p>[錦糸町駅周辺]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○駅北口再開発の完了（平成9年）により、大規模商業施設、宿泊施設、音楽ホール（トリフォニーホール）が完成。 ○錦糸町駅周辺では、旧精工舎跡地における複合開発が完了（平成18年） ○地下鉄半蔵門線の延伸開通（平成15年） <p>[両国駅周辺]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際ファッションセンターの完成（平成12年度）とNTTビルの完成（平成16年度） ○都営大江戸線の開通（平成12年） <p>[押上・業平橋駅周辺]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○押上・業平橋駅周辺地区における開発計画との整合を図るため、押上・業平橋駅周辺地区が広域拠点から広域総合拠点に変更され、土地利用方針についても変更された。 ○東武社宅跡地における開発完了 ○駅南側地区における土地地区画整理事業（都市計画決定済）と地区計画が検討中 ○地下鉄半蔵門線・東武伊勢崎線押上駅開業（平成15年） 	<p>[押上・業平橋駅周辺地区]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新タワーの建設決定（2011年完成予定） ○押上・業平橋地区まちづくりグランドデザインの策定（平成18年・墨田区） 	
<p>2 拠点型複合地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広域拠点や生活拠点となる地区と広域総合拠点の拠点型商業業務地区の周辺地区で、住宅と調和を図りながら商業・業務施設等を集積して区民生活へのサービス機能を充実していく地区。 ○建物の共同化や公開空地等の整備を誘導するなど、適正な土地の高度利用を誘導し、商業・業務機能集積を高め、超高層建物を含む高層市街地として誘導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○曳舟駅周辺における再開発事業の着工（平成16年～） ○京成押上線連続立体交差事業の都市計画決定（平成10年） ○八広駅改良工事完了（平成13年） ○鐘ヶ淵地区まちづくり懇談会の設立 ○不燃化促進事業の再検討（平成18年～） 	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都防災都市づくり推進計画＜整備計画＞の改定（平成16年3月） ○集合住宅の建設が区内に点在している。 	
<p>3 沿道型複合地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ○京葉道路や蔵前橋通り等の主要な道路沿いの地区においては、交通利便性を生かして集合住宅との調和を図りながら、商業・業務系の集積を高めて拠点地区を保管するとともに、都市の動脈を形成する。 ○共同化の促進等により、高層・中高層市街地として土地の高度利用を促進し、延焼遮断帯や避難路の機能、道路騒音に対する緩衝機能を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○北斎通りのシンボル道路整備の完成 		
<p>4 近隣型商業地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区民の日常生活に対するサービス機能の集積がみられる商店街等の地区については、住宅施設との立体的な分離を誘導しながら、近隣サービス型の店舗や事務所等の集積を高めて、サービス機能の充実を図る。 ○広幅員道路沿道地区や南部の都市基盤の整備されている地区については、共同化等により公開空地の確保など適正な土地の高度利用を促進し、中高層市街地として延焼遮断帯や避難路の機能、道路騒音に対する緩衝機能を高める。 ○密集市街地の区画内部の基盤が未整備な地区については、主要生活道路等を整備するとともに、周辺の住環境に配慮して中低層市街地として誘導する。 			<p>1. 「3 近隣型商業地区」は、墨田区の特徴の一つである商店街についての表現が明確になっていないため、「商店街のにぎわいの創出」等土地利用における商店街の方向がわかる表現に変更する。</p>

現行の都市計画マスタープランの内容 (概略を記載)	現行の都市計画マスタープランに基づいて 実施された事業・施策(進捗状況)等の区における動き	現行の都市計画マスタープラン策定後に制定された法律、 まちづくりの動き等の国・東京都、民間の動き	都市計画マスタープラン改定の方向
<p>5 住工共存地区</p> <p>○良好な住宅や工場を誘導し、住宅と工場や店舗が共存した活力のある下町のコミュニティを形成する職住一体となった市街地として、都心近接した居住地として誘導する。</p> <p>○基盤整備済みの市街地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広幅員道路沿いや都市基盤が整備された地区については、共同化の推進等により住環境に配慮しつつ、中高層市街地として誘導する。 <p>○基盤未整備の密集市街地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市基盤が未整備な北部の内部市街地については、主要生活道路や公園などの都市基盤を整備するとともに、主要生活道路沿道の老朽建築物の不燃化を促進し、中低層市街地として誘導する。 	<p>○京島地区まちづくり</p> <p>○一寺言問地区防災まちづくり</p>		<p>2. 「5 住工共存地区」は、墨田区の活力を支えてきた地区であり「基盤整備済の市街地」と「基盤未整備の密集市街地」に区分して誘導すべき市街地形態が示されているが、土地利用の方針図では市街地形態の違いによる土地利用の方向が読み取れないため、基盤整備の状況に合わせた土地利用の方針を明示する。</p>
<p>6 集合住宅地区</p> <p>○白鬚や文花等の大規模住宅団地については、住環境の保全を図る。建替えに際しては、まちづくりの視点に立ち、公共施設の整備など地域と調和した計画を誘導する。</p> <p>○建替えに当たっても中高密度の都市型居住地として周辺環境に配慮しつつ、超高層建物を含む高層市街地または中高層市街地として誘導する。</p>			
<p>7 工業地区</p> <p>○皮革・油脂関連の工場が集積している東墨田地区には、流通系の施設が集積しており、工場地区として産業環境の保全を図る。工場の多くは住宅との併用建物であり、工場の公害を削減し、産業と生活環境が調和した地区として整備・誘導する。</p> <p>○都市基盤を整備するとともに、住環境に配慮しながら、中低層市街地として誘導する。大規模な工場等の用途転換に際しては道路等の都市基盤施設とあわせて中高層市街地として誘導する</p>			<p>3. 「7 工業地区」を除く各地区に集合住宅の建設が進んでおり、住宅の配置を誘導する「2 拠点型複合地区」「3 沿道型複合地区」「4 近隣型商業地区」「5 住工共存地区」「6 集合住宅地区」における住宅・住環境の考え方を明示し、定住環境・福祉環境の整備の方向性を示す。(⇒定住環境の方針で明示)</p>
<p>8 地区計画の活用</p>	<p>○旧精工舎跡地における地区計画の都市計画決定(平成13年)</p> <p>○曳舟駅周辺における地区計画の都市計画決定(平成13年)</p> <p>○まちづくり条例の制定(平成16年)により、まちづくり団体が位置づけられ、地区計画の案を申し出ることが可能</p>		<p>4. まちづくり条例に基づく、まちづくり団体の育成・支援を明示する。</p>

[4] 都市施設の方針

現行の都市計画マスタープランの内容 (概略を記載)	現行の都市計画マスタープランに基づいて 実施された事業・施策(進捗状況)等の区における動き	現行の都市計画マスタープラン策定後に制定された法律、 まちづくりの動き等の国・東京都、民間の動き	都市計画マスタープラン改定の方針
<p>1 道路網の整備</p> <p>1) 道路の体系</p> <p>○将来都市構造や経済活動等の地域特性と都市計画標準、土地区画整理事業におけるモデル道路網等を参考として、道路体系を設定する。</p>			
<p>2) 幹線道路網</p> <p>◆幹線道路</p> <p>○東京都の事業化計画に基づき、都市機能の確保や都市防災の強化、地域環境の保全、都市空間の確保の4つの基本目標に照らし、重点的に整備する。</p> <p>○明治通り(補116)は拡幅等について東京都と再検討する。</p> <p>◆地区幹線道路</p> <p>○北部地域では、広幅員道路が少ないため、地区幹線道路を新設する。</p> <p>○大規模開発に伴い地区幹線道路の整備を行い、優先順位を決めて、必要に応じ都市計画決定し、道路事業により整備を進める。</p> <p>◆首都高速道路</p> <p>○1号上野線の延伸、中央環状線西側部分及び外郭環状道路の早期完成を要請する。</p>	<p>○押上・業平橋駅周辺、曳舟駅周辺の開発計画変更を受けて、区画道路が一部変更となっている。</p> <p>○区内への自動車交通の流入抑制効果が期待される中央環状品川線の都市計画決定(平成16年)、外郭環状道路三郷JCT~三郷南IC区間の開通(平成17年)などその他区間の事業が進行している。</p> <p>○本年3月に策定された隅田川水辺空間等整備構想(墨田区)の中で、長期的に高速道路の地中化の方向性が示されている。</p>	<p>○「区部における都市計画道路の整備方針」(平成16年3月・東京都)の中で鐘ヶ淵通り、明治通り、押上通り、曳舟たから通りの4路線の一部が第三次事業計画優先整備路線の指定を受けている。</p> <p>○新タワーの建設計画が決定し駒形IC、向島ICなど区内交通機関への容量付加が増大することが予想される。</p>	<p>1. 新たな道路を道路網構想に反映する</p> <p>2. 道路の整備手法についてできるだけ踏み込んで記載する</p>
<p>3) 生活幹線道路網</p> <p>◆主要生活道路</p> <p>○道路が不足している北部地域について、交通処理や防災上の視点から200~300m間隔(歩車共存型は、100~140m)間隔で配置する。</p> <p>◆生活道路</p> <p>○細街路拡幅整備事業により、公道部分の用地買収と後退整備費を助成して幅員4mの生活道路を確保する。</p>	<p>○北部地域のまちづくりと平行して、生活幹線道路網の整備が進められている。</p> <p>○細街路拡幅整備事業(墨田区)の見直しが行われた平成13年度以降、平成16年までに同事業によって実施された拡幅は250件、総延長4km強、隅切り実施83箇所。(細街路拡幅整備事業の見直しにより、公道に接する後退用地の買い取りが平成10年度を持って廃止となった。)</p>		<p>3. 細街路拡幅整備事業の見直しを反映し、壁面後退の誘導による拡幅を明示する</p>
<p>4) 快適な道路空間の整備</p> <p>◆歩行者環境の整備</p> <p>○商店街やコミュニティ道路、観光ルートなどを歩道の設置及び拡幅、植栽の方法、舗装等により整備充実し、緑道や河川とともに歩行者ネットワークを形成する。</p> <p>○点字ブロックの設置や段差解消等車椅子に配慮した歩道の拡幅、デザイン化されたサインの設置など誰もが活動しやすい歩行者環境の形成に努める。</p> <p>◆停車帯・路上駐車場</p> <p>○比較的幅員の広い道路において、まちづくりを含めて、停車帯や路上駐車場の設置について検討する。</p> <p>◆電柱による障害の軽減・解消</p> <p>○電柱の細径化や電線の地中化に努める。</p> <p>◆道路景観整備</p> <p>○地区の特性を生かしながら、コミュニティ道路化やポケットパークの整備を進め、ベンチやモニュメント等を設置して親しみのある道路空間を形成する。</p> <p>○街路樹は、歩道を拡幅し、植樹方法に変化を持たせる。</p>	<p>○点字ブロックについては、利用者の多いバス停や道路改修の予定されている箇所より設置する計画のもと、平成13年度に18箇所、平成14年度に11箇所を整備している。</p> <p>○墨田区では、平成13年より道路バリアフリー整備事業として、歩行者横断部や歩道のバリアフリーを推進している。</p> <p>○墨田区では平成16年度「交通バリアフリー基本構想」を定め、曳舟駅周辺を重点整備地区に定めている。</p> <p>○幹線道路沿いで電線類の地中化が進められており、京葉道路、水戸街道が工事中、浅草通り、清澄通りが事業中(工事予定)となっている。</p> <p>○北斎通りの景観関連の各種整備が完了した。</p>	<p>○環境問題や気軽な交通手段として自転車利用が進んでいる。</p> <p>○平成12年「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(通称交通バリアフリー法)」が策定された。</p> <p>○違法駐車を取り締まりの民間委託がスタートし、駐車場及び駐車スペースの需要が高まっている。</p> <p>○平成16~20年度を目標期間とした「無電柱化推進計画」(国土交通省、東京都)が策定され、浅層埋設方式の導入により幹線道路以外の場所も地中化の対象となりやすくなったほか、東京都ではセンターコアエリア内の地中化の推進がうたわれた。</p>	<p>4. 歩行者ネットワークの形成とその整備内容については、観光ルートや景観ネットワークとの関係から整理を行う</p> <p>5. 自転車走行レーン等自転車の安全性を図るとともに歩行者の歩行空間としての歩道の使い方の方向性を示す。</p> <p>6. 「交通バリアフリー法」及び「バリアフリー基本構想」に従うことを明示するとともに、その内容を反映したものとす</p> <p>7. 住工混在エリアも含めて、荷さばきスペースの必要性を明示する(6)「駐車場・駐輪場」の項目で示す)</p> <p>8. 歩道幅員の確保にあたって、具体的な方法を検討して記載する(車道の幅員構成の変更などによる歩道の拡幅等)</p>

現行の都市計画マスタープランの内容 (概略を記載)	現行の都市計画マスタープランに基づいて 実施された事業・施策（進捗状況）等の区における動き	現行の都市計画マスタープラン策定後に制定された法律、 まちづくりの動き等の国・東京都、民間の動き	都市計画マスタープラン改定の方向
5) 橋梁の整備 ○橋梁の改修にあわせて橋梁及び橋梁付近の交通処理について配慮する。 ○定期的に点検し、老朽化した橋梁の改修を行う。 ○河川の親水河川化や橋梁の改修にあわせ都市景観上の配慮を行う。	○墨田区では、平成16年度に橋梁維持補修計画及び耐震補強計画が策定している。 ○現在中平井橋の架け替え工事が行われている。		9. 左記計画に従って老朽化した橋梁の改修・補修を計画的に進めることを明記する 10. 橋梁の景観上の重要性について、都市景観に関する項目との整合を図りながら記載する
6) 駐車場・駐輪場の整備 ◆駐車場 ○開発行為に対する駐車場の付置 ・条例・要綱による指導 ○民間による駐車場整備の誘導 ・融資あっせん等 ○拠点地区での駐車場の整備 ・大規模開発の誘導による駐車場整備促進、公的駐車場整備、駐車場案内システムの導入等、錦糸公園地下への公共駐車場の整備 ○公共施設での駐車場の整備 ・駐車場付置の率先 ◆駐輪場 ○駅周辺地区における対策 ・まちづくりの推進にあわせて駐車場を整備し、使用料を徴収するとともに、鉄道事業者により駐輪場整備を要請する。 ・バス路線網の再編によるバス交通の利便性の向上などにより、自転車利用の削減に努める。 ○民間施設への付置の誘導 ・商店街での共同駐輪場の設置誘導 ・大規模建築物、共同住宅の建設においては条例・要綱により、自転車保管スペースの確保を誘導	○再開発に伴う駐車場（・駐輪場）の整備が行われた。 ○平成14年に八広駅周辺の高架下に250台、平成16年に押上駅に約1,000台（臨時）の駐輪場が設けられた（鉄道事業者）。 ○平成15年に錦糸町駅の南口に600台収容の地下駐輪場が整備された。	○違法駐車の減少を受けて「特別区駐車場整備基金融資あっせん制度」（東京都）が平成15年度末をもって廃止となった。 ○駐車場法の改正により、自動二輪車が駐車場と同様の扱いをすることとなったため、新たな駐車場設置需要が発生している。 ○違法駐車を取り締まりの民間委託がスタートし、駐車場及び駐車スペースの需要が高まっている。 ○近年では、土地活用の方策として駐車場経営が一般化し、多くの空き地が駐車場として利用されるようになってきている。	11. 駐車場についてはあっせん制度の廃止や駐車場法の改正（自動二輪への対応）にあわせて内容を修正する 12. 観光バスなど新たな需要への対応を明示する 13. 住工が複合する墨田区の特徴から、駐車場の項目に荷さばきスペースの確保等の方向性について明示する。 14. 環境の視点から自転車利用の再評価も高まっているため、バス交通への転換については内容を再検討する
2 交通機関の整備 1) 鉄道 ◆鉄道路線の充実 ○整備が具体化していない押上以北の地下鉄11号線及び8号線の早期実現の促進 ◆鉄道施設の利便性の向上 ○地下鉄11号線の押上から伊勢崎線への乗り入れにあわせて、押上駅と業平橋駅間の連絡の向上により交通結節機能を強化するとともに、拠点整備の中で接続の改善を行う。 ○押上～八広間の立体交差化に伴い、京成曳舟駅を移設し、駅周辺の再開発や駅前広場等の整備を行う。 ○駅施設のバリアフリーの推進の要請 ◆鉄道の立体交差化の推進 ○東武伊勢崎線、亀戸線、京成押上線の立体交差化の推進 ・京成押上線（押上～八広間） ・東武伊勢崎線（補助120号、曳舟～業平橋間、業平橋駅の改良と押上駅との連絡の向上）	○都営地下鉄大江戸線が開通し、区の南北方向の交通利便性が向上した。 ○東京メトロ半蔵門線が開通し、区の南北方向の交通利便性が向上した。 ○押上・業平橋駅周辺地区、曳舟駅周辺地区で大規模な開発の開発計画が動き始めている。 ○押上駅では、エレベーターの設置工事が行われるなどバリアフリー化が進められている。 ○墨田区では「交通バリアフリー基本構想」（平成16年）や「墨田区高齢者保険福祉総合計画」（平成15年）を策定し駅施設等のバリアフリー化を推進している。 ○京成押上線（押上～八広間）の一部区間で立体交差化が実現した（駅前広場の整備は行われていない）。	○押上・業平橋駅周辺地区において、新タワーの建設が決定された。 ○平成12年「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称交通バリアフリー法）」が策定された。	15. 半蔵門線、大江戸線の開通を反映した内容に更新する 16. 拠点に位置づけられる駅については、駅周辺の再開発、駅前広場の整備等の方向性についても明示する。（駅前広場については、3）駅前広場の項目で示す） 17. 押上・業平橋駅周辺地区及び曳舟駅周辺地区の開発計画の内容と整合を図りながら駅間の連絡向上について方向性を明示する 18. 現行の内容を踏襲する（ただし、亀戸線の立体交差化については沿線のまちづくりの動きにあわせてその方向性を検討する）
2) バス路線 ◆バス路線の充実 ○地域に密着したミニバス等の新たな交通機関の検討を含め、区内バス路線の充実を事業者に対して要請する。 ◆バス運行条件の改善 ○交通結節点となる駅前広場の整備と停留所のバスベイ化をまちづくりとあわせて行う。 ○新規路線の導入とバス路線の再編による区内拠点間交通や南北方向の路線の充実を事業者に要請する。	○新タワーの建設に伴う墨田、台東（上野・浅草）の連携の方策として、両区をまたぐ交通機関としてミニバス等の導入が検討されている。	○観光の目玉となる新タワーの建設が決定したため、特定の駅や道路では観光バス等への対応が求められる。	19. バス路線の現状を踏まえ、バスの運行が望まれるエリアや施設など、地域の現状と照らしあわせて路線充実の方向性を明示する 20. バスベイ化の実現可能性や効果など現状を反映した見直しを行う

現行の都市計画マスタープランの内容 (概略を記載)	現行の都市計画マスタープランに基づいて 実施された事業・施策(進捗状況)等の区における動き	現行の都市計画マスタープラン策定後に制定された法律、 まちづくりの動き等の国・東京都、民間の動き	都市計画マスタープラン改定の方向
3) 駅前広場 ○拠点として位置づけられていた駅の周辺地区では、拠点開発とともに駅前広場や周辺道路を整備し交通の円滑化と利便性の向上を図り地域の顔・玄関口としての整備を目指す。 ○拠点整備等のまちづくりにあわせて、駐輪場等の駅関連施設の整備・充実を図る。	○押上駅、業平橋駅周辺では、新タワーの開発に伴って駅前広場や駐輪場の整備が予定されている。 ○八広駅周辺では、連続立体化が実現したものの駅前広場の整備が未実施となっている。 ○錦糸町駅において南北の駅前広場整備や自転車駐車場の整備が行われた。		21. 駅前広場については観光客の増加を想定したタクシープールの設置といった新たな方向性も含めて「鉄道施設」の項目の中で整理する 22. 駐輪場については「駐車場・駐輪場」の項目の中であわせて整理する
4) その他の交通施設 ○隅田川における水上バス、舟運の積極的活用 ○LR T等の新しい交通施設の可能性の研究	○本年3月に策定された「隅田川水辺空間等再整備構想」(墨田区)の中で、内部河川についてもこれをつなぐ舟運等の構想が示されている。	○押上・業平橋駅周辺地区のグランドデザインの中でも、舟運の実現に向けた樋門の改修、船着き場の整備など具体的なアイデアが盛り込まれている。	23. 観光の視点を付加した記述とする 24. 水上バス、舟運の活用については、船着き場の整備や樋門の解消など具体的な方向性も明示する
3 公園・緑地等の整備 1) 公園整備の目標とテーマ ○2010年における計画目標 ・都市公園 : 4㎡/人 ・都市公園以外 : 2㎡/人 ○2025年における計画目標 ・都市公園 : 5㎡/人 ・都市公園以外 : 2㎡/人 ○公園整備のテーマ: すみだの表情をつくる ○隅田川や荒川、内部河川の水辺を生かし、既存公園と街路樹を結ぶ有機的なネットワークを形成する。 ○街区公園、まちかど公園などの身近な公園の整備	○平成10年以降東墨田公園、横川さんかく公園、立花大正民家園、白鬚公園の新設などが行われ、合計で約1.4万㎡の公園が拡充された。 ○平成17年4月現在本区の1人当たり都市公園面積は3.11㎡/人となっている(人口増加の結果、新たに公園が整備されたものの1人当たり公園面積は現行計画策定時(3.11㎡/人)と比較して変化していない)	○「都市計画公園・緑地の整備方針」(平成18年・東京都と区市町共同)が策定され、「重点公園・緑地」や「優先整備区域」を明らかにする事業化計画が明示され、長期未着手区域への対応として、建築制限緩和の取り扱いなどが位置づけられた。 ○「みどりの新戦略ガイドライン」公表(平成18年1月16日・東京都) ○都市再生プロジェクト「大都市環境インフラの再生」の一環の事業として「東京都民設公園制度導入(平成18年5月) ○地方自治法の改正による指定管理者制度導入(平成15年9月)	25. 2010年までに“量”の目標である4㎡/人の達成が困難な状況を踏まえて、“質”について公園マスタープラン等の内容を反映したものとする (例えば「すみだの表情をつくる」ことに関しては公園以外の緑地等の確保に力を入れるとともに、気軽に集まることができる、身近で自然に触れることができる、といった方向性を明示する)
2) すみだの顔をつくる公園・緑地計画 ○総合公園、運動公園、風致公園をスポーツ・レクリエーションの拠点、防災拠点としてバランスを配慮しながら整備する。 ○旧中川親水公園は区東部における親水公園として位置づけ整備する ○(仮称)すみだ中央公園は南部地域の総合公園として設置を図る。 ○西吾嬬小学校と曳舟中学校は、統廃合にあわせて陸上競技場、防災施設を設置し公園的な整備を図る。	○旧中川では、河川整備に合わせて親水空間の整備が行われており、これを公園とする計画が進んでいる。 ○錦糸公園の外周整備や江東橋公園の再整備が完了したほか、旧安田庭園の再整備が実施中など既存公園の再整備が進められている。 ○小学校の統廃合に合わせた施設整備については、基本計画の中で「財政が好転した場合の事項」とされている。	○新タワーの足下に防災広場が整備される計画となっている。	26. 新たな大規模公園の必要性や既存公園の拡充や再整備などの方向性についても明示する 27. 小学校の統廃合に合わせた施設整備については基本計画の中で示された方向性を踏襲する
3) まちの表情をつくる公園・緑地計画 ○日常的な屋外活動、自然の拠点となる都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地等を町の表情をつくる要素として、地域のバランスを図りながら整備・誘導する。	○魅力ある公園づくり事業として「歩いていける身近な公園(計10公園を予定)」に区民とのパートナーシップにより花と緑を植える計画が進められている。 ○錦糸町北口・両国駅北口の再開発などの大規模開発の中で公開空地等の整備が実現した。 ○基本計画の中で、8つのコミュニティブロックから6つのコミュニティエリアへと公共施設配置の方針が転換している。 ○学校の校庭に芝生を張る事業が実施予定。	○新タワーの開発に伴い街区公園などの整備が計画されている。	28. 公園や公開空地等の効果的な配置、誘導などの方向性を追加する
4) みどりのネットワークの形成 ◆広域緑のネットワーク ○荒川、隅田川、旧綾瀬川、旧中川等の河川及び曳舟川通り、大横川を軸として東白鬚公園、猿江恩賜公園などの防災拠点である大規模公園を結ぶ。 ◆すみだの表情をつくる緑のネットワーク ○北十間川、大横川、横十間川、堅川の内部河川、歩道や植樹帯のある道路及び立体化された鉄道を軸に構成し、総合公園や地域まちづくりの拠点を結ぶ。	○隅田川では墨堤の桜の保全・創出事業として、隅田公園及び沿川の緑化整備が平成16年度よりスタートした。 ○旧中川では、親水空間の整備に合わせて桜の植樹など緑化の取り組みも始められた。 ○北十間川、堅川では親水公園としての整備が一部区間を除いて完了している。 ○錦糸公園の外周整備が完了した。		29. 全体的に「都市緑化」「都市景観」に関する項目を含めて内容を再構成する 30. 「都市緑化」等の項目の中で、公開空地等の配置誘導などネットワーク形成のための具体的施策について整理する

現行の都市計画マスタープランの内容 (概略を記載)	現行の都市計画マスタープランに基づいて 実施された事業・施策（進捗状況）等の区における動き	現行の都市計画マスタープラン策定後に制定された法律、 まちづくりの動き等の国・東京都、民間の動き	都市計画マスタープラン改定の方向
<p>4 河川等の整備 1) 大規模河川 ◆隅田川 ○緩傾斜堤防やスーパー堤防の整備により、親水空間化と堤防の安全性を高め、隅田公園、周辺市街地の一体的整備を進める。 ○スーパー堤防の先行の整備として親水テラスの整備により、親水空間化を図る。 ◆荒川 ○荒川将来像計画に基づき、スポーツ・レクリエーションの場とするとともに多自然型空間の保全・拡充を図る。 ○スーパー堤防の整備等により堤防の景観の改善を市街地の整備と一体的に行い、堤防の安全性の向上、荒川のイメージの向上を図る。</p>	<p>○隅田川では、平成17年に隅田川親水テラスの連続化及びスロープ整備などが実施されている。 ○緩傾斜堤防、スーパー堤防の整備は、リバーテラス以降実施されていない。 ○隅田川では、本年3月に「隅田川水辺空間等再整備構想」が策定され、観光面での貢献として親水性の向上や周辺との一体的な整備などが示されている。 ○荒川下流部で水護岸拡幅等工事が現在行われている（液状化対応の耐震堤防の整備は現行計画策定時に完了）。 ○ヒスマイトトンボの生息地を保護するため、京成押上線の新橋梁設置に伴って低水護岸を設置し、干潟上のヨシ原を造成した。 ○荒川では、「荒川将来像計画」（平成8年・荒川の将来を考える協議会（建設省荒川下流工事事務所と沿川自治体））に沿って整備が進められている。</p>	<p>○平成18年2月に「東京の水辺空間の魅力向上に関する全体構想」（東京都）、本年3月に「隅田川水辺空間等再整備構想」（墨田区）が策定され、内部河川についてもこれをつなぐ舟運等の構想が示されている</p>	<p>31. 隅田川水辺空間等再整備構想の内容を反映した整備の方向性を明示する</p> <p>32. 河川の整備状況を内容に反映する。</p>
<p>2) 内部河川 ◆旧中川・北十間川・横十間川 ○旧中川、北十間川及び横十間川については堤防の改善を図るとともに、河川と沿川が一体となった親水空間の創出に努める。 ○北十間川は、水流の再生、資質の改善、生態系の歴史・文化、地域のまちづくりを反映した親水空間として整備する。 ◆大横川・堅川 ○堅川の耐震護岸整備 ○護岸上部を利用した散策路整備</p>	<p>○平成16年度末現在、旧中川は2.3km、北十間川は2.3km、横十間川は全区間2.5kmの河道整備が残されている。 ○旧中川の堤防整備、北十間川の低水路整備が行われている。 ○旧中川では整備済みの区間に植樹や下段などの設置を行い親水空間の演出を図っている。 ○北十間川では浄化施設が稼働している。 ○墨田区では、現在「北十間川水辺活用構想」を策定中。 ○大横川では全区間の耐震護岸整備が完了しているが、堅川は全区間1.7kmで整備が未実施となっている。 ○大横川では、一部区間で水辺の散策路整備を実施したほか、堅川では現在護岸建設工事が行われている。 ○大横川の堅川までの最後の区間、堅川の大横川までの数百mの区間の親水公園整備が残っている。</p>	<p>○平成18年2月に「東京の水辺空間の魅力向上に関する全体構想」、本年3月に「隅田川水辺空間等再整備構想」が策定され、内部河川についてもこれをつなぐ舟運等の構想が示されている ○押上・業平橋駅周辺のグランドデザインが策定され、内河川の舟運ネットワークの実現のため北十間川の樋門の解消等が新たに示されている</p>	<p>33. 北十間川では、「グランドデザイン」や水辺活用構想の内容を反映する 34. その他の内部河川についても整備状況を反映した内容に更新する</p>
<p>5 供給処理施設の整備 1) 上下水道 ○定期的な更新の要請 ○公共施設による中水・雨水の利用の推進と民間での雨水利用の促進 ○合流式下水道の改善、新たな汚水幹線・雨水幹線の整備、砂町処理場の増設、ポンプ場の新設等の事業の推進 ○浸透性の道路舗装、雨水利用の推進、道路下での留水地の整備の検討</p>	<p>○平成11年に両国公園に小規模応急給水槽の設置、平成12年に給水所間送水管新設工事の実施が行われた。</p>	<p>○東京都水道局では古い水道管の取り替えや鉛製給水管の解消を進める「安全でおいしい水プロジェクト」が立ち上げられた。 ○平成10年度から16年度の間民間への雨水利用促進助成の成果として、地中梁方式貯留槽10基、中規模貯留槽7基、小規模貯留槽103基が設置された。 ○東京都下水道局「クイックプラン」に従い新たに吾嬬第二、両国の2つのポンプ場の開設、砂町処理場（他区）の増設が完成した。 ○平成16～20年度の「新クイックプラン」（東京都下水道局）にて、2つの小規模対応箇所と1つのポンプ対策地区（業平橋ポンプ所）が指定されている。</p>	<p>35. 施設整備の状況や関連計画の内容を反映する 36. 「雨水利用」については、「都市環境」分野に関する項目でまとめて記載する</p>
<p>2) 都市ガス ○管渠の定期的な更新、耐震性能の向上、緊急時における対応策の充実の要請</p>			
<p>3) 電力・電話・CATV ○電力・電話等の施設については、施設の定期的な更新、耐震性能の向上とともに、災害時におけるフェールセーフ機能を高める多重ルート化などを要請する。 ○電柱や電線は、地下空間の整理、商店街整備とともに、共同溝等による地中化を検討する。 ○光ケーブル等の大容量化、高速化を要請するとともに、CATVの充実等の新たな情報インフラを検討する。</p>		<p>○平成16～20年度を目標期間とした「無電柱化推進計画」が策定され、浅層埋設方式の導入により幹線道路以外の場所も地中化の対象となりやすくなったほか、東京都ではセンターコアエリア内の地中化の推進がうたわれた。 ○商業・業務拠点や良質な住環境を形成する上で情報インフラの重要性がさらに高まっている。 ○地上デジタルテレビ放送がスタートし、このための新しい電波塔として新タワー（すみだタワー）の計画が決定された。</p>	<p>37. 電線類地中化は、「無電柱化推進計画」の内容を反映するとともに、「道路整備」「都市景観」等の項目を含めて内容を再構成する</p>
<p>4) その他の供給処理施設 ○大規模なまちづくりに際しては、地域冷暖房や真空集塵方式の導入を検討する。 ○清掃工場の余熱を有効に利用する。 ○リサイクル活動の推進に対応して、リサイクルの総合施設の整備を検討するとともに、民間施設におけるリサイクルのためのストックヤードの設置を誘導する。</p>	<p>○平成12年に清掃工場の余熱利用施設としてすみだスポーツ健康センターが完成した。 ○基本計画の中では、現在3箇所稼働しているリサイクルストックヤードを新たに3箇所設置することを目標として掲げている。</p>	<p>○真空集塵方式については、分別収集が困難なため、近年ではあまり導入されていない。</p>	<p>38. 真空集塵方式の有効性などそれぞれの施設の現状を反映した見直しを行う</p>